

川崎市職員の人事評価における苦情等に関する協議会設置要綱

〔平成18年12月14日〕
18川総人第812号

(目的及び設置)

第1条 川崎市職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市訓令第9号)、川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関する規程(平成18年水道局規程第27号)、川崎市交通局企業職員の人事評価に関する規程(平成18年交通局規程第20号)、川崎市病院局企業職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市病院局規程第17号)及び川崎市教育委員会職員の人事評価に関する規程(平成18年教育委員会訓令第4号)に基づく人事評価(以下「川崎市職員の人事評価」という。)における職員からの苦情等の実態や対応状況について協議し、制度の公平・公正な運用の確保に資するため、川崎市職員の人事評価における苦情等に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、川崎市職員の人事評価における苦情等に関し、次の事項について報告を受け、必要な協議を行うものとする。

- (1) 各規程に基づく苦情相談の申出等に係る相談事項及びその対応状況に関すること。
- (2) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、総務企画局人事部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(座長)

第4条 座長は、協議会の事務を総括する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務企画局人事部人事課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

総務企画局人事部人事課長

総務企画局人事部人事課担当課長

上下水道局総務部庶務課長

交通局企画管理部庶務課長

病院局総務部庶務課長

教育委員会事務局総務部庶務課長

川崎市労働組合連合会を代表する者が選任する者1人

川崎市職員労働組合を代表する者が選任する者2人

全水道川崎水道労働組合を代表する者が選任する者1人

川崎市下水道労働組合を代表する者が選任する者1人

川崎交通労働組合を代表する者が選任する者1人

川崎市立病院労働組合を代表する者が選任する者1人